

札幌大学経営学部附属産業研究所規程

(目的及び名称)

第1条 本学経営学部には、産業経営に関する研究調査を行い、學術の向上と社会の発展に寄与するため、札幌大学経営学部附属産業経営研究所（以下「本研究所」という）を設置する。

(事業)

第2条 本研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 経営実態の総合的研究及び調査
- (2) 研究員による研究活動及びその助成
- (3) 研究員の研修
- (4) 産業経営に関する資料の蒐集
- (5) 機関誌、研究、叢書、その他の出版物の刊行
- (6) 外部機関からの委託研究
- (7) 研究会、講習会等の開催
- (8) 特別指導室の設置
- (9) その他必要な事業

(研究所長)

第3条 本研究所に研究所長を置き、本学経営学部教授をもって充てる。

2. 研究所長は、本研究所を代表し、これに統括する。
3. 研究所長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 本研究所に運営委員会を置き、研究所長及び若干名の委員によって構成する。

2. 運営委員会は必要に応じ研究所長の招集により開催する。
3. 運営委員会は次の業務を行う。
 - (1) 第2条に定める事業に関する事項
 - (2) その他本研究所の運営に関する事項
4. 運営委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(研究員)

第5条 本研究所の研究員は、本学経営学部専任教員をもって充てる。

(顧問)

第6条 本研究所は若干名の顧問を置くことができる。

(委嘱)

第7条 本研究所の研究所長、運営委員、研究員、及び顧問は学長が委嘱する。

(特別指導室)

第8条 本研究所に特別指導室を設置する。

2. 特別指導室については別に定めるところによる。

(会計)

第9条 本研究所は次の収入をもって運営する。

- (1) 大学の予算によって定めた研究所費

- (2) 寄付金
- (3) 委託研究費
- (4) その他の収入

(事務)

第10条 本研究所の事務は、本学事務局において行う。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、本学理事会において行う。

付 則 1. 本規程は、昭和54年11月1日から実施する。

札幌大学経営学部附属産業経営研究所研究員名簿

(○印運営委員)

| | | | | |
|-----|----------|---|----------|----------|
| 所 長 | 森 | 杲 | 所 員 | 德 永 彰 作 |
| 所 員 | 穴 澤 | 務 | | 中 本 和 秀 |
| | ○荒 川 淳 三 | | | 中 山 健一郎 |
| | 内 田 一 秀 | | | 成 瀬 継 男 |
| | 大 森 義 行 | | | 菱 村 寿 夫 |
| | 汪 志 平 博 | | ○日 向 啓 爾 | ○日 尾 三 郎 |
| | 小 川 正 彦 | | | 星 真太郎 |
| | 小 原 慎 一 | | | 前 林 和 寿 |
| | 久保田 敏 夫 | | | 丸 川 桂 子 |
| | 小 山 修 樹 | | | 三 上 勝 生 |
| | 酒 井 春 夫 | | | 宮 腰 昭 男 |
| | ○佐 藤 郁 夫 | | | 八 畝 幸 信 |
| | ○佐 藤 芳 彰 | | ○山 本 敦 | |
| | ○佐 藤 芳 次 | | 山 本 裕 一 | |
| | 千 葉 博 正 | | 由 利 美智子 | |
| | 鶴 日出郎 | | 和 田 昭 夫 | |